

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第7回）議事概要

1 日時

平成22年4月16日（金）午後3時から午後5時40分まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），龍岡資晃，
藤田昇三，榊井成夫

（オブザーバー）

三好幹夫（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

山崎敏充事務総長，植村稔刑事局長，菅野雅之審議官

4 進行

(1) 山崎事務総長あいさつ

懇談会の開催に当たり，山崎事務総長から，臨時開催の趣旨について，裁判員制度施行1周年を目前に控え，制度に対する国民の関心が高まることが予想されるこの時期に，裁判員等経験者に対するアンケート，国民の意識調査並びに最新の統計及び量刑データの結果を公表できる運びとなったところ，各委員にその結果を報告するとともに，各委員からの御感想，御意見をうかがって，1年目の総括を行うとともに，2年目に向けた展望についての意見交換を行いたい，との説明があった。

(2) 裁判員等に対するアンケート結果について

植村刑事局長から，資料2に基づき，裁判員等経験者に対するアンケート調査の目的，調査対象等の説明がされた後，アンケート調査結果の概要について，次のとおり報告がされた。

- 性別・年齢・職業に大きな偏りがなく、幅広い層の方が参加していること
- 審理内容について、裁判員経験者の合計94.7%が、「理解しやすかった」(70.9%)又は「普通」(23.8%)と回答していること
- 評議について、裁判員経験者の合計98.7%が、「話しやすい雰囲気」(83.1%)又は「普通」(15.6%)と回答し、75.8%が「十分に議論できた」と回答していること
- 選任前の気持ちとしては、「あまりやりたくなかった」(37.6%)又は「やりたくなかった」(18.1%)との消極的な意向を回答した裁判員経験者が合計55.7%であったところ、裁判員として裁判に参加した感想としては、「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答した裁判員経験者が合計96.7%に達していること

(今田委員)

裁判員に選ばれる前は参加に消極的な意向を示していた方でも、裁判員を務めた後は、96.7%の方がよい経験だったと回答しているのは、大変印象的であり、興味深い。このような変化が生じた理由又は背景として、どのようなことが考えられるか。

(植村刑事局長)

裁判員の方は、当初不安を抱いて裁判所に来られるが、色々な説明を聞いた上で審理に臨むと、審理内容は分かりやすく、また、評議でも話しやすい雰囲気で十分な議論ができたという感想をお持ちになられる。そのような体験が96.7%という数値につながっているのではないか。

(菅野審議官)

資料2(アンケート調査結果報告書)の136頁以下に、問9(選任前の気持ち)や問11(選任後の感想)における自由記載欄の主な記載例が取りまとめられており、特に問11の記載例から変化の理由が読み取れるのではないだろうか。

(内田委員)

私も96.7%の方が「よい経験と感じた」と回答している点に感銘を受けたのだが、裁判員経験者の率直な感想が分かるのは、まさに自由記載欄である。自由記載欄から、裁判員経験者は、裁判開始前、様々な不安を持って裁判に望んでいるが、実際に参加してみると、審理内容についてはわかりやすいとの感想を、また、評議については話しやすく、充実した議論が行えたとの感想を持っていることが読み取れる。これらが、96.7%という数値につながっているのであろう。アンケートに自由記載欄を設けたことはよかった。

(榊井委員)

96.7%は尋常な数値ではない。また、自白事件でも400分近く評議している。内田委員も指摘されるように、当初の不安やプレッシャーが大きい分、評議において、十分な議論ができ、納得することができたという実感が、96.7%という数値に表れているのではないだろうか。

(龍岡委員)

私も内田委員、榊井委員と同感である。裁判員経験者の「我々でもできる」との実感が達成感、充実感の高さにつながっていると考えられる。

(藤田委員)

フランスの参審裁判を傍聴したことがあるが、参審員が熱心に審理に取り組んでいた。我が国の裁判員裁判でも、裁判員は非常に熱心であり、感銘を受けている。

(小野委員)

裁判員制度の施行前には、裁判員が「お飾り」になると主張する声の一部にあったが、我が国の国民は、「お飾り」としてではなく、高い意識の下に審理及び評議に参加し、裁判員としての役割を十分に果たしたとの実感があるので、やってよかったとの結果となっているといえよう。

(椎橋座長)

自由記載欄を読むと、選任手続から裁判が終わるまでの間の、裁判員経験者のドラマが見て取れる。すなわち、まず、通知が届き、裁判員経験者はいろいろな不安を感じながら裁判所へと向かうが、いざ手続が始まってみると、審理内容は分かりやすく、また、評議においても十分な議論ができ、そして、納得ができるような結論が出せている過程が見て取れる。これらの経験が、ほかの制度では味わえない達成感に通じていることが読み取れよう。

(酒巻委員)

私も自由記載欄を興味深く読ませていただいた。自由記載欄を読むと、裁判官の努力が、評議の分かりやすさにつながっていることが読み取れるが、そのような分かりやすい評議の前提として、検察官及び弁護人においても、分かりやすい立証活動に努めていたのであろう。今後、複雑困難な事件の増加が予想されるが、裁判官、検察官及び弁護人のより一層の努力に期待したい。

また、裁判所職員に対する評価が高い点についても職員の方々の努力に敬意を表したい。ほとんどの裁判員等にとって裁判所に赴いて初めて接する裁判所職員の印象はとても大切なので、裁判員等に対する接遇については今後も配慮に努めてもらいたい。

自由記載欄は宝の山であり、自由記載欄にある建設的な意見を裁判員制度の一層の運用改善に是非役立ててほしい。

(内田委員)

自由記載欄を読むと、全体的にはプラス評価がされているが、裁判所の門の前でマスコミに撮影されてしまったことへの不満も見られる。マスコミ撮影に関しては、今後改善策を講じるべきではないか。

(植村刑事局長)

裁判所の庁舎外では、裁判所の庁舎管理権が及ばないため、裁判所として

対策を講じることは難しいが、委員の御指摘をふまえ、マスコミ各社に対して、今後とも良識的な範囲内での取材活動をお願いしていきたい。

(今田委員)

法曹三者の努力もあって、この制度が社会にとてもうまく定着していることがよく分かる。アンケート結果、さらには、次に議論する意識調査の結果によれば、国民は、裁判員制度の存在を知っているだけでなく、裁判員制度の具体的な内容について知っており、裁判員制度を真に理解しているということがうかがえる。この前提には、法曹三者が、報道等を通じて適切に国民に情報を伝達する努力があったのであろうと思う。

(龍岡委員)

マスコミ対応に関連して、裁判員等に対するマスコミ取材について、裁判所の対応をうかがいたい。

(植村刑事局長)

選任されなかった裁判員候補者には、各裁判所において、マスコミ取材に応じる義務はないということを説明している。裁判員や補充裁判員には、より丁寧な対応をしているが、世間の注目を集める事件において、裁判員や補充裁判員が帰宅することもままならないという事案もあったようだ。裁判員等の方にそのような御迷惑がかからないようできるだけ配慮をしているところである。

(藤田委員)

検察庁としては、被害者のプライバシー等に対する配慮をしつつ、裁判員裁判となる事件についてのマスコミへの情報開示を進めている。個人的には、現在のところ、マスコミはおおむね適正な取材と客観的な報道を心がけているとの印象である。

(榊井委員)

報道関係者からすると、司法は専門的で難しい上、地方では、1人の記者

が司法のみならず様々な分野の取材に追われている。今後事件が増えれば報道機関も次第に慣れてくるとは思うが、著名事件等においては、報道の過熱という問題が予想される。著名事件等を今後どのように報道していくのか、マスコミ各社に課せられた課題であろう。

(小野委員)

私も梶井委員と同様の問題意識である。例えば、著名事件において、死刑求刑が予想されるといった論調が見られると、検察側にも、弁護側にも、大変なプレッシャーとなるし、裁判員等に不当な影響を与えかねない。

(3) 裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査の結果について

植村刑事局長から、資料3に基づき、裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査の目的、調査対象、調査方法等の説明がされた後、意識調査結果の概要について、次のとおり報告がされた。

- 回答者の98.2%が、裁判員制度が開始されたことを知っていること
- 回答者の43.4%が、裁判員制度の開始により裁判や司法への興味・関心が以前に比べて増したと回答していること
- 裁判員制度の実施により期待することを尋ねたところ、「裁判の結果に国民の感覚が反省されやすくなる」、「裁判所や司法が身近になる」、「裁判がより公正中立なものになる」の順で点数が高いこと
- 裁判員制度実施後の刑事裁判の変化に対する印象を尋ねたところ、「裁判所や司法が身近になった」、「裁判の結果に国民の感覚が反映されやすくなった」、「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった」の順で点数が高いこと
- 裁判員制度の実施後の変化を裁判員制度が始まる前の刑事裁判についての印象と比較すると、「迅速である」、「身近である」、「手続や内容がわかりやすい」、「自分の問題として考えている」、「国民の感覚が反映」の点でポイントが伸びていること

- 裁判員裁判への参加意向について、「義務であれば参加せざるを得ない」との回答を含めると、合計62.4%が参加意向を示していること
- 刑事裁判や司法に国民が関与することへの評価について、ほぼ半数の方が、刑事裁判や司法に国民が自主的に関与すべきであるとの考え方に賛意を示していること

(内田委員)

資料3（裁判員制度の運用に関する意識調査）の45頁以下にあるレーダー図（制度開始前・実施への期待・実施後の変化）を見ると、性別、年齢別を問わず、裁判員裁判施行後の刑事裁判のイメージが同様の形で全体的に好転しており、注目される。

(山崎事務総長)

裁判員裁判の実施によって、刑事裁判に対する国民一般の印象が全体的に好転している事実は、前向きに受け止めたい。

(榭井委員)

非常に勇気づけられるのは、学生などの若い世代の回答を見てみると、若い世代ほど、この制度に対する期待の高さが出ている印象を受けることである。若い世代の制度に対する期待が高い点は、今後を考えると好ましいことだと思う。

(酒巻委員)

資料3の43頁にある問10（あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いませんか。）を見ると、若い世代ほど参加意欲が高い。若い世代の参加意欲の高さは、国民全体の参加意欲の高まりに寄与するものであると思われるとともに、将来、裁判員制度が我が国社会により広く定着する上で、重要な意味を持つであろう。また、法教育が普及すれば、この数値は、一層高まるのではないか。

(今田委員)

私も、若い世代の参加意欲の高さは意外であった。他方、高齢層の参加意欲が低い原因を知りたいとも感じた。裁判員制度に参加しやすくなるためのサポート制度が充実すれば、国民全体の参加意欲が高くなると思われるので、そのような制度の充実をより一層期待したい。

(榊井委員)

裁判員制度の実施により期待することについて、事件の真相がより解明される、裁判がより公正中立なものになる、裁判がより信頼できるものになるという点については、「どちらともいえない」との回答が半数近くを占めており、裁判の中身そのものについては大きな意識の変化が見られない。

(小野委員)

調査対象者としても実際の裁判員裁判の内容が分からない以上、事件の真相の解明等、裁判の中身についての印象を聞かれても、「どちらともいえない」としか答えられないかもしれない。

(榊井委員)

今回と同様の意識調査は、今後も継続する予定なのか。

(植村刑事局長)

委員の皆様の御意見も踏まえて検討することにしたい。

(今田委員)

これまで意識調査を実施してきた者から見ると、はっきりと意見を述べない傾向がある日本人は、意識調査において「どちらともいえない」の回答比率がいつも高いのだが、本意識調査ではその比率が比較的少なくて、その点でもよい調査であったことを物語っているといえよう。

(酒巻委員)

驚いたのは、裁判員裁判の周知度の高さである。5年の周知期間があったとはいえ、初年度の数値としては尋常でない。大変喜ばしいことである。広報媒体としてのテレビ報道の影響の大きさも注目される。

(榊井委員)

報道関係者としては、若い世代に対する制度周知のための広報媒体として、新聞よりもテレビ報道が重要であることに驚いた。

(小野委員)

裁判員制度が実際に開始されてから頻繁にテレビ報道されるようになり、これが裁判員制度への周知の高さにつながった一因ではないかと思う。

(今田委員)

自分が実際に裁判員になるかもしれないという点も、裁判員制度を身近に感じる上で効果があり、裁判員制度の周知に影響しているのではないか。

(4) 裁判員裁判の実施状況に関する統計データについて

植村刑事局長から、資料4ないし6（ただし、資料5の数字はすべて概数であり、今後、数値が異なる可能性がある。）に基づき、裁判員裁判の実施状況等について、次のとおり報告がされた。

○ 平成21年5月21日から平成22年3月末(一部のデータにつき2月末)までの裁判員裁判の実施状況の報告（資料4及び5）

○ 量刑分布状況（平成22年3月末日までに判決が宣告された裁判員裁判における量刑データを主要罪名別に分類し、平成20年4月1日から平成22年3月末日までに判決が宣告された裁判官裁判における量刑データとの比較を含め、グラフ化したもの）の報告（資料6）

(酒巻委員)

これまでのところ検察官控訴がないとのことであるが、やや意外である。

(藤田委員)

件数が少ないので、その理由を一概に述べることは難しいが、現在、検察としては、裁判員裁判の判決の中で示された様々な御指摘を謙虚に受け止める時期ではないかと考えている。もちろん、明らかに不合理な判決に対しては、検察官として控訴を検討することになるだろう。

(榑井委員)

検察官の求刑基準がやや下がるとともに、求刑を若干下回る程度の刑を言い渡す判決が多いのではないかとの印象を持っている。また、控訴審の判決において、一審判決の量刑を尊重すべきであるとの見解が示されたものがある。これらが、検察官控訴のない理由の1つとして考えられるのではないか。ただ、一審を余りにも重視しすぎると、控訴審、さらには、三審制度自体の在り方について、検討の必要性が生じるであろう。

(今田委員)

私も、検察官の求刑寄りの量刑がされているのではないかとの印象を持っている。また、裁判員裁判における量刑と審理内容や評議の分かりやすさとの関係に関心があり、例えば、検察官側の説明が分かりやすいから検察官寄りの量刑がされるという傾向はないのだろうか。

(植村刑事局長)

資料6は、求刑と切り離して、判決における量刑のみをグラフ化しているので、求刑と判決との関係は判断できない。

また、裁判所としては、裁判員等に適切な量刑を行っていただくために分かりやすい評議を心がけているところである。

(小野委員)

個々の事件における求刑と判決に関する問題なので難しいが、弁護士の感覚としては、特に検察官寄りの判決がされているという印象はない。

(藤田委員)

まず、裁判員裁判であることを理由に、検察官がこれまでの求刑の在り方を変えているということはない。そして、私にも検察官寄りの判決がされているとの印象はなく、たまたま大きく報道されているものの中に、求刑を若干下回る程度の刑を言い渡した判決があるということであり、裁判員は、審理や評議の分かりやすさとは関係なく、事件の実質的な内容を踏まえ、冷静

に量刑をしているとの印象である。

(榊井委員)

刑事裁判が一審中心となり、控訴審、さらには、三審制自体の在り方について変化が生じるのではないかとこの点はどうか。

(藤田委員)

裁判員裁判の事件では公判前整理手続が行われるが、その場合の証拠提出時期の制限等に関する規定の趣旨等を踏まえると、刑事訴訟の枠組みとしても一審がより重視されることになったものと考えている。検察官としても、これを受け、一審における立証を重視しているところである。

(小野委員)

控訴審における審理、判断の在り方については、弁護側でも検討する必要があると考えているが、控訴審の事件数がまだ少ないこともあるので、現段階で弁護側から見た控訴審における審理、判断の在り方について意見を述べることは難しい。今後の課題であろう。

また、資料5の7頁の公判前整理手続期間の表を見て、短い期間のものがあることに驚いた。事件の内容等によるので評価は難しいが、充実した公判前整理手続を行うための期間として短すぎるのではないかとこの印象である。

私個人は、評議時間に関する表(資料5の8頁)を見て、自白事件においても十分時間をかけた評議が行われているとの印象を持った。

(酒巻委員)

私も自白事件の評議時間を見て同様の感想を持った。この点も、裁判員経験者のアンケート結果にあった評議の充実感につながっているのではないかと。

(龍岡委員)

小野、酒巻委員と同感である。

(榊井委員)

同感である。評議時間には中間評議の時間が含まれていないのであるから、それを含めればより評議が慎重かつ実質的に行われているといえよう。

(内田委員)

中間評議の時間に関するデータはないのか。また、取ることはできないのか。

(植村刑事局長)

中間評議の時間に関するデータは収集していない。

(酒巻委員)

中間評議というのは専門家が使用している用語であり、裁判員等が休廷中などに問題点等に関する意見交換等を行うことを指す用語である。そのような性質上、中間評議の時間に関するデータを取ることは困難であろう。

(龍岡委員)

裁判官による裁判においても、審理の過程で裁判官同士による意見交換等が行われている。したがって、裁判員裁判においても、評議には相当の時間が必要であろう。

(酒巻委員)

資料6の量刑分布グラフに関連して、性犯罪等の判決書の中には、これまでの量刑傾向に言及したものと聞いているが、事務局として把握しているか。

(植村刑事局長)

性犯罪と覚せい剤事犯の判決で、従来の量刑傾向に言及したものがある。

(酒巻委員)

刑事法を学問として研究している者から見ると、いまだ母集団が少ないので、資料6から従前の裁判官のみによる裁判と対比して裁判員裁判における一定の量刑傾向を認めること、何か確たることを述べるのは困難である。裁判員裁判における量刑傾向を客観的に把握するには、まだ相当程度の期間が

かかるだろう。

(内田委員)

私個人は、保護観察が付される割合の増加について関心を持った。法的には再度の執行猶予を付すことができないという点で必ずしも被告人に有利なものではないとのことだが、むしろ、裁判員は、被告人の更生を期待して保護観察を付しているのであろう。

(藤田委員)

内田委員と同感である。保護観察に付される率の上昇を見ると、裁判員が真剣に事件に取り組み、量刑判断において被告人の更生に強い関心を抱いていることの表れと見ることはできるのではないか。

(椎橋座長)

事件総数が少ないことはもちろんのこと、各類型ごとの事件数も少なく、個々の事件の特性の影響が現れやすいため、一定の量刑傾向を分析するのは時期尚早と言うべきであろう。

(5) その他

(椎橋座長)

最後に、資料2から6により浮かび上がってきた裁判員裁判の1年間の実施状況等について、各委員から御意見をうかがって1年目の総括を行うとともに、2年目の展望についての御意見をうかがいたい。

(榊井委員)

今回の資料は、裁判員裁判に参加した側や国民側の意識の変化に関する資料ということで大変意義のあるものだが、裁判員制度が、この1年間で法曹関係者にも大きな意識変化をもたらしたと思う。特に、裁判官に、説明責任をきちんと果たそうという意識変化が生じていることを指摘できるように思われる。このような意識変化の中心にこの裁判員制度があるといえよう。裁判員制度自体は、現在までのところ、順調に推移しているが、一審での審理

内容が重要になると思われるので、より一層の審理の充実という点が今後の課題であろう。

(今田委員)

裁判員制度の眼目の1つとして、国民が公的な制度に直接責任を持って参加するという点がある。特に若い世代の間に自覚的に社会に責任を持って参加するという意識が芽生えつつあることを知ることができた。裁判員制度は、国民が公的な事柄に責任を持って関わる意識を高める上で大いに役立つものであり、裁判員裁判がより広く社会に定着するよう、法曹三者によるこれまで以上の努力を希望したい。また、裁判員制度を真に理解してもらうために、マスコミには、裁判員制度が真に国民に根付くような報道をしてもらいたい。

(内田委員)

本日の資料を見て、どの年齢層も裁判員制度を肯定的に受け止めていることが理解できた。また、当初導入の機が熟しているか不安だったが、裁判員制度が導入されたからこそ、国民の司法への意識や関心の高まりが加速したという印象を抱いた。自由記載欄の内容は大変興味深く、有意義なものであるから、その記載内容を十分に活用する必要がある。今後、同様の調査項目でアンケートや意識調査を継続し、意識の変化等をきちんと見極めることが大切であろう。

(藤田委員)

立証責任を負う検察官としては、裁判員制度導入前から、わかりやすく、迅速で、それでいて重要な点は漏らさない的確な主張立証ということを考えてきた。もちろん、個々の事件を見ると反省すべき点も見られるところであるが、現在のところは合格点を頂いているのではないかとの感想である。今後審理される複雑重大な事件に対しても十分な対応ができるだけの技能を養うことが喫緊の課題であると考えている。事件数の増加も予想されるので、その対応も検討する必要がある。今後も裁判員等から不十分であると指摘さ

れることがないよう努力したい。

(小野委員)

弁護士会としても、市民参加の裁判の実現という観点から、裁判員制度の運用を検討してきたわけであるが、裁判員制度は、これから重大事件等の審理及び評議が行われ、正念場を迎える。ただ、ここまでのところは、裁判員裁判の今後の定着に向けての形が見えてきたといえるのではないかと。

アンケート結果等から、弁護側としては、弁護の質が問われていると考えている。弁護人が、果たすべき役割をより多くの市民の目の前で果たしていくためには、一層の努力が必要であると感じている。

(三好オブザーバー)

各委員からのお話をうかがっていて、裁判所としては、まずまず順調なスタートだったのではないかと感想を持った。しかし、裁判所としても、これからが正念場であると考えている。今回の結果に安住することなく、本日御指摘いただいた課題等について解決できるよう、今後も努めていきたい。

(龍岡委員)

運用する立場としては、制度ができた以上、いい制度になるように努力していかなければならない。まず、裁判所全体が意識を変えなければならないということを述べてきたが、想像以上に裁判所全体の意識がよい方向に変わり、順調なスタートが切れたと思う。現在の状況は、法曹三者の努力の結果であり、それが、裁判員が裁判に積極的、かつ、実質的に関与しているという流れを作り出しているといえよう。これから、複雑事件等の審理が増え、法曹三者の専門性、技量が問われることになると思われるが、現在の状況を見ると、今後も降りかかる課題を1つ1つ乗り越えていけるのではないかと考えている。

(酒巻委員)

繰り返しになるが、アンケートの自由記載欄にある建設的あるいは建設的

批判を伴う意見こそ何よりも貴重なデータであると考えている。主役は裁判員等として参加する一般国民であるから、その意見に謙虚に耳を傾け、審理及び評議の充実が図られるよう努めてもらいたい。そして、法曹三者には、順調な運営がされているときこそ、気を引き締め、裁判員制度の円滑な運用に努めてもらいたい。

5 今後の予定について

次回以降の懇談会は、次の日時に開催することとされた。

第8回 平成22年5月25日（火）午前10時から

第9回 平成22年7月26日（月）午後1時15分から

第10回 平成22年9月30日（木）午前10時から

（以 上）